

平成28年4月26日  
消費者庁

## 特定商取引法に基づく行政処分について

本日、九州経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

平成28年4月26日

特定商取引法違反の訪問購入業者に対する  
指示処分について

- 九州経済産業局は、「エコルナ」、「エコバイアー」という屋号を用いて、訪問購入を行っていた株式会社T & Aコーポレーション（法人番号：6140001038235）（本社：広島市南区）に対し、本日、特定商取引法第58条の12の規定に基づき、違反行為の是正を指示しました。
- 認定した違反行為は、氏名等不明示、不招請勧誘、勧誘を受ける意思の確認義務違反、再勧誘、書面記載不備及び迷惑勧誘です。
- 処分の詳細は、別紙の通りです。
- 本件処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた九州経済産業局長が実施したものです。

1. 株式会社T & Aコーポレーション（以下「同社」という。）は、「エコルナ」、「エコバイアー」という屋号を用いて、「古着を買取ります。」「着なくなった服はありませんか。」などと消費者宅に電話をかけ、訪問の承諾を取り付けた上で、消費者宅を訪問し、消費者が予め査定を依頼した衣類や靴を見た後「貴金属はありませんか。」と尋ね、貴金属の買取りの勧誘を始めていました。

また、「売るようなものではありません。」と断った消費者に対し、「見せてもらうだけでいいんです。」「見積りさせてもらうだけでいいですから。」などと執拗に勧誘をし、貴金属の買取りを行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

(1) 同社は、電話で、衣類や靴等の買取りのための訪問の承諾を取り付けた上で、消費者宅を訪問した際に、勧誘に先立ち貴金属の売買契約の締結についての勧誘をする目的であることを明らかにしないまま、「貴金属はありませんか。」「金とか宝石はありませんか。」などと、貴金属の買取りについての勧誘を行っていました。

また、勧誘に先立って貴金属の買取りに関する勧誘を受ける意思がある

ことについて、確認を行わないまま、勧誘を行っていました。

(氏名等不明示及び勧誘を受ける意思の確認義務違反)

- (2) 同社のテレホンアポインターが消費者宅に電話をかけ、「古着を買取ります。」などと言って訪問の承諾を取り付けた上で、クローザーと呼ばれる営業員が消費者宅を訪問し、消費者が準備していた衣類や靴を見た後に、「貴金属はないですか。」と貴金属の買取りについての勧誘を始めるなど、貴金属の訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、消費者宅において、貴金属の売買契約の締結について勧誘を行っていました。

(不招請勧誘)

- (3) 同社は、消費者宅を訪問した後、貴金属の買取りについて勧誘し、消費者が「売るようなものはありません。」などと述べ、売買契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、引き続き当該売買契約の締結について勧誘を行っていました。

(再勧誘)

- (4) 同社は、消費者宅において、訪問購入に係る物品の売買契約を締結し、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けた際、本契約の内容を明らかにする書面を売買契約の相手方に交付していますが、当該書面は、法令で定められている以下の事項について、不備があるものでした。

ア 物品の購入価格について、複数の異なる物品を購入する場合、契約においては、物品それぞれの購入価格を記載すべきところ、まとめた購入価格しか記載しておらず、記載すべき購入価格が記載されていませんでした。

イ 購入業者の名称について、売買契約時の名称が記載されていませんでした。

ウ 物品名が記載されていませんでした。

エ 物品の特徴が記載されていませんでした。

(書面記載不備)

- (5) 同社は、消費者宅を訪問し、貴金属やブランド品の買取りについての勧誘を始め、繰り返し売買契約を締結しない旨の意思表示をしている消費者に対し、「使っていない指輪とか、壊れたネックレス、ブローチとかないですか。」「いいバッグはありませんか。」「使っていないブランドのバッグ

とか。」「ありませんか。」「まがい物でもいいです。」などと何度も同じようなことを繰り返し、帰ろうとせず執拗に何度も勧誘するなどして、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていました。

(迷惑勧誘)

【本件に関する御相談窓口】

本件に関する御相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

(別紙)

## 株式会社T & Aコーポレーションに対する行政処分の概要

### 1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社T & Aコーポレーション（法人番号 6140001038235）  
（旧社名：株式会社T & A BANK 名称変更平成27年6月）  
（屋号：「エコルナ」「エコバイアー」）
- (2) 代表者：伊部 仁大（いべ さとひろ）
- (3) 所在地：本社：広島市南区京橋町9-21 三共京橋ビル 3F  
博多営業所：福岡市博多区博多駅東3-12-1  
アバンドント95 901  
大阪営業所：大阪府中央区安土町2-5-5  
本町明大ビル 601  
※大阪営業所は住宅リフォーム専門
- (4) 資本金：300万円
- (5) 設立：平成23年6月14日
- (6) 取引類型：訪問購入（法第58条の4）
- (7) 買取物品：貴金属、中古ブランド品等の訪問購入

### 2. 取引の概要

株式会社T & Aコーポレーション（以下「同社」という。）は、「エコルナ」、「エコバイアー」という屋号を用いて、「古着を買取ります。」「着なくなった服はありませんか。」などと消費者宅に電話をかけ、訪問の承諾を取り付けた後、消費者宅を訪問し、消費者が予め査定を依頼した衣類や靴を見た後「貴金属はありませんか。」と尋ね、貴金属の買取りの勧誘を始めていた。

また、「売るようなものはありません。」と断った消費者に対し、「見せてもらうだけでいいんです。」「見積りさせてもらうだけでいいですから。」などと執拗に勧誘をし、貴金属の買取りを行っていた。

### 3. 指示の内容

訪問購入に関する業務のうち、次の事項を遵守すること。

- (1) 訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、当該勧誘に係る物品の種類を明らかにすること。
- (2) 訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧

誘を受ける意思の有無を確認しないこと。

- (3) 訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認すること。
- (4) 訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘しないこと。
- (5) 物品の売買契約を締結した際に、その相手方に交付する書面に、以下の事項について記載すること。
  - ア 購入する物品について、それぞれの購入価格
  - イ 購入する物品について、それぞれの名称及び特徴
- (6) 訪問購入に係る売買契約の締結について、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしないこと。

#### 4. 指示の原因となる事実

同社は、以下のとおり、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）に違反する行為を行っており、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認められた。

##### (1) 氏名等不明示（物品の種類）及び勧誘を受ける意思の確認義務違反（法第58条の5及び第58条の6第2項）

同社は、電話で、衣類や靴等の買取りのための訪問の承諾を取り付けた上で、消費者宅を訪問した際に、勧誘に先立ち貴金属の売買契約の締結についての勧誘をする目的であることを明らかにしないまま、「貴金属はありませんか。」「金とか宝石はありませんか。」などと、貴金属の買取りについての勧誘を行っていた。

また、勧誘に先立って貴金属の買取りに関する勧誘を受ける意思があることについて、確認を行わないまま、勧誘を行っていた。

##### (2) 不招請勧誘（法第58条の6第1項）

同社のテレホンアポインターが消費者宅に電話をかけ、「古着を買取ります。」などと言って訪問の承諾を取り付けた上で、クローザーと呼ばれる営業員が消費者宅を訪問し、消費者が準備していた衣類や靴を見た後に、「貴金属はないですか。」と貴金属の買取りについての勧誘を始めるなど、貴金属の訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、消費者宅において、貴金属の売買契約の締結について勧誘を行っていた。

##### (3) 再勧誘（法第58条の6第3項）

同社は、消費者宅を訪問した後、貴金属の買取りについて勧誘し、消費者が「売

るようなものではありません。」などと述べ、売買契約を締結しない旨の意思表示をしたにもかかわらず、引き続き当該売買契約の締結について勧誘を行っていた。

(4) 書面記載不備（法第58条の8第2項）

同社は、消費者宅において、訪問購入に係る物品の売買契約を締結し、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けた際に交付する書面について、契約の内容を明らかにする書面を売買契約の相手方に交付しているが、当該書面は、法令で定められている以下の事項について不備があるものであった。

- ア 物品の購入価格について、複数の異なる物品を購入する場合、契約においては、物品それぞれの購入価格を記載すべきところ、まとめた購入価格しか記載しておらず、記載すべき購入価格が記載されていない。
- イ 購入業者の名称について、売買契約時の名称が記載されていない。
- ウ 物品名が記載されていない。
- エ 物品の特徴が記載されていない。

(5) 迷惑勧誘（法第58条の12第3号・特定商取引に関する法律施行規則第54条第1号）

同社は、消費者宅を訪問し、貴金属やブランド品の買取りについての勧誘を始め、繰り返し売買契約を締結しない旨の意思表示をしている消費者に対し、「使っていない指輪とか、壊れたネックレス、ブローチとかないですか。」「いいバッグはありませんか。」「使っていないブランドのバッグとか。」「ありませんか。」「まがい物でもいいです。」などと何度も同じようなことを繰り返し、帰ろうとせず執拗に何度も勧誘するなどして、消費者に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行っていた。

## 5. 勧誘事例

### 【事例1】

平成26年5月、同社の営業員Zは、消費者Aに電話をかけ「エコルナと言います。」「古着を買取ります。」「着なくなった服はありませんか。」と言った。Aは古着を買い取ってもらおうと、営業員の来訪を承諾した。

電話を切ってから30分後くらいに、Zが「電話をしましたエコルナです。」と言ってA宅にやってきた。Zは「古着を取りに来ました。」と言いながらAに名刺を差し出した。Aがスーツ●着をZに渡すと、Zは一通り見た後、「●●●円です。」「貴金属はないですか」と言った。Aは「ないです。」と答えたが、Zが「そんなことはないでしょ。どこかにあるでしょう。」と言うので、

Aはもう一度「ありません。」と答えた。

その後もZは、「使っていない指輪とか、壊れたネックレス、ブローチとかないですか。」「いいバッグはありませんか。」「使っていないブランドのバッグとか」などと言うので、Aは繰り返し「ありません。」と返答した。それでもZが「どこかにあるでしょう。」としつこく聞くので、Aは「ないものはないです。」と強く言い切った。しかしZはAの言うことを無視し、「ありませんか。」「まがい物でもいいです。」などと同じようなことを繰り返し、帰ろうとしなかった。

最終的にAは「仕方がない。この人は何か貴金属を渡さないと帰らない。」と思い、使うことができなくなった指輪と切れた18金のネックレスをZに渡した。Zは「これでいい。買取ります。」「●●●円です。」と言って書面を書き始め、古着の買取り価格●●●円と貴金属の買取り価格●●●円の合計●●●●円と契約書面をAに渡して帰っていった。

## 【事例2】

平成26年11月、同社の営業員Yは、消費者Bに電話をかけ「不要になったものを買って取っています。」「要らなくなった服などはないですか。」「ネクタイ一本でも、何でもいいです。買取ります。」「靴一足でもいいです。」と言った。Bは要らないものを引き取ってもらえるならよいと思い、訪問を承諾したが、この時の電話では、Yから貴金属の買取りについて何も聞いていなかった。

その日の午後、同社の営業員XとWがやってきて、玄関口で「電話をしまったエコルナです。」と言った。Xは、Bに名刺を渡した後、いきなり「貴金属はありませんか。」と言った。そして、XはBが出している衣類や靴には見向きもせず、「使わなくなった貴金属があるでしょう。」「壊れたものでもいいです。」などと言った。Bは、はっきりと「ありません。」と言ったが、Xは「古い万年筆はないですか。」「腕時計も古いものがあれば買取ります。」と言ったので、BはXに万年筆や腕時計を渡した。Xはそれらを受け取った後、再び「他に貴金属はありませんか。」「イミテーションでもいいです。」「宝石の入ったケースだけでもいいです。」と言った。「エコルナ」は電話で貴金属の買取りについては一切言わなかったが、本来の目的は貴金属を買い取ることなのだとBは分かった。Bは二人に帰ってもらうために、要らなくなった宝石のケースや、イミテーションのアクセサリーをXに渡したが、「他にも貴金属があるでしょう。」「見せてもらえませんか。見せるだけでいいです。」と繰り返し言われ、Xは帰ろうとしなかった。Bは、XやWが貴金属を出すまでは帰らないと思い、帰ってもらいたい一心でダイヤの指輪とプラチナのネックレスを見せた。するとXは「売ってもらえませんか。」「もう使わないでしょう。」と言った。Bは



見せるだけだと思っていたが、これ以上居座られても困るので、指輪とネックレス、衣類とイミテーションのアクセサリを仕方なく買い取ってもらうことにした。Bは本当にしつこくて迷惑と感じた。

### 【事例3】

平成27年5月、同社の営業員Vは、消費者C宅に電話で「要らない靴はありませんか、どんなに古いものでも良いですから。一足からでも買取ります。」「古くても大丈夫です。見せてもらうだけでいいんです。見せるだけで良いんですから。」と言った。Cはなかなか処分することができずにいたのでちょうど良いと思い、訪問を承諾した。

6日後、インターホンがなり応対すると、玄関の外に営業員Uがいた。Uに玄関の中に入ってもらい、Cが靴を見せると、Uは靴を見ながら「これはブランド品で良い物を履いていますね。」と何度か言った。するとUは唐突に、「使っていないアクセサリはありませんか。」「見せてもらうだけでも良いんです。」と言った。CはUが初めから貴金属を目的で来たものと感じた。Cは最初の電話の時に、貴金属なども買い取るという話を聞いていたなら訪問は断っていた。CはUに「売るようなものはありません。」と一旦断った。しかし、Uは「見せてもらうだけでいいんです。」「見積りさせてもらうだけでいいんですから。」「お願いします。」などと言い、その様子から、貴金属を見せないと帰らないだろうとCは思った。Cはあまり使わなくなっていたネックレスや指輪、ピアス、夫のネクタイピンやメダルなど、お金にはならないと思われるようなものを数え切れなくらい入れていた大きめの箱を見せることにした。

Uはネックレスや指輪はビニール袋に一個ずつ分け、靴の中に入れた後、「売買契約書のお客様控え」をCに渡し、靴が入ったビニール袋とピアス、ネックレスなど貴金属●個を持って家から出ていった。

### 【事例4】

平成27年7月、同社の営業員Tは、消費者Dに電話をかけ「古いズボンがあったら買取ります。」「古いズボンはありませんか。」と言った。Dは夫が若いときに買った、履いていないズボンでも良いかとTに尋ねると、「是非、買い取らせてください。本日伺います。」と言われたので、ズボンの買取りを承諾した。

電話があった日の午後、営業員SがD宅を訪問した。Dは、玄関のところに買い取ってもらうためのズボンを準備していたので、Sは当然それを手にとって確認するのだろうと思っていたが、そんなそぶりも見せず、玄関の上がり框に座りながら、いきなり「宝石箱を見せてください。」と言った。Dは、電話

で古いズボンを買取ると言われたのは、家に入るための口実で、本当は宝石の買取り目的で訪ねてきたのだと思い、「騙された。」と感じた。Dは、Sに宝石箱を見せることはできないと思い、「そんなの見せられませんよ。」と断ったが、Sは「見せて貰うだけで良いですから、お願いしますよ。」と何度も言うので、見せないと家を出ていかないだろうと思い、見せることにした。そして、Dは磁気入り金750ブレスレットを含む貴金属●点、時計●個及びズボン●袋を売り渡した。

#### 【事例5】

平成27年8月、同社の営業員Rは、消費者Eに電話をかけ「エコバイアーのRと申します。」「要らなくなった靴を買取っています。」「不要な靴はありませんか。」と言った。Eは要らなくなった靴がいくつかあったので、引き取ってもらえるなら丁度良いと思い、訪問を承諾したが、この時の電話では、Rから貴金属の買取りについて何も聞いていなかった。

その日の午後、RがEの自宅にやってきて、「電話をしましたエコバイアーです。」と言った。Rは名刺を差し出すと、Eが用意していた靴●足を1足ずつスマートフォンで写真を撮りながら、「靴はありませんか。」「靴も買取ります。」と言った。Eは「ありますよ。」と言って、靴●点をRに渡した。するとRは、今度は、「金とか宝石はありませんか。」「本社に連絡するので、10分程かかります。」「その間に見てあげますよ。」と言った。Eは「それはいいです。」と断ったが、Rは繰り返し「不要なものはありませんか。」「先程も近所の方から分けてもらったのですよ。」と言って、袋に入った指輪やネックレスをEに見せた。Eは家の中から18金のネックレス●点とブレスレット●点を探し出し、Rに渡した。Rは貴金属の重さを測りながら、「他にないですか。」と言った。

Eは、電話では靴の買取りと言っておきながら、来訪後次々に靴や貴金属の買取りを要求されたので、不愉快な気分になり「ありますが、いいです。」と断った。それでもRは、「今の買取り価格は●●●円ですが、●●●円にしたいので、他にありませんか。」と言ったので、Eは「もういいです。」と言って断った。その後もRは「そうおっしゃらず、見せるだけでもいいです。」などとしつこく勧誘し、Eは「もういいです。」と何度も断った。

最終的に、RはEに売買契約書を渡し、「名前と住所を書いてください。」と言ったので、Eは名前、住所、電話番号などを書いてRに渡した。RはEに●●●円と売買契約書の控えを渡し、靴と靴は無造作に袋に入れ帰っていった。売買契約書の控えには、靴●点、靴●点で●●●円と記載されていたが、Eは実際にはそれぞれ●点をRに渡していた。